

第6期第2回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

場 所：平成22年7月26日（月）14時開会
日 時：札幌市役所本庁舎 18階 第3常任委員会会議室

札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

1. 開 会

事務局（長谷川高齢福祉課長） それでは、定刻でございますので、ただいまから札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます福祉のまちづくり推進会議事務局高齢福祉課長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の皆様には委員の交代についてご報告がございます。

本年7月1日付で札幌市老人クラブ連合会の山口委員が退任されましたため、その後任といたしまして同連合会の新会長でございます堤委員が就任されました。

堤委員、よろしくお願いいたします。

堤委員 堤です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） また、事務局についてでございますけれども、札幌市の4月の人事異動で保健福祉部長が交代しております。開会に当たりまして、新たに着任いたしました堀澤からごあいさつを申し上げます。

事務局（堀澤保健福祉部長） 保健福祉部長の堀澤でございます。

委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

既に優しさと思いやりのバリアフリー部会の方では一度ごあいさつを申し上げましたけれども、そのほかの委員の皆様にはほとんど初めてきょうお目にかかります。

私は、4月の人事異動でこちらに参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、第6期札幌市福祉のまちづくり推進会議の2回目の会議となります。

本日の議題の一つである優しさと思いやりのバリアフリーは、数値化されたバリアフリーの基準のみに頼るのではなく、高齢者や障がい者の方々の力をおかりして、人の目や感覚で確認していくもので、従来のバリアフリーの考え方を一歩進めた取り組みでございます。第5期の推進会議発足から約3年間検討を行ってまいりましたけれども、いよいよ実際の運用開始が近づいているところでございます。

もう一つの議題であります新・札幌市バリアフリー特定事業計画でございますが、新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、札幌市を含む各事業者がより具体的な計画として策定したもので、先ごろ公表してございます。こちらにつきましては、担当の総合交通計画部の方からご説明を申し上げますけれども、札幌市のバリアフリーに関して具体的な整備計画とも言えるものでございますので、ご質問等ございましたら何なりとお尋ねいただきたいと思っております。

最後になりますが、札幌市が福祉のまちづくりの最優先課題として取り組んできたものの一つに、地下鉄駅のエレベーター整備がございます。平成20年度末時点で未設置駅は2駅を残すのみとなっておりますけれども、この2駅は南北線の中の島駅と東西線の東

札幌駅になりますが、まさにこの7月、今月から工事に着手しております。竣工は来年の6月ごろ考えておりますけれども、地下鉄全49駅でエレベーターが整備されるということとはまことに喜ばしく思っております。

今後とも、福祉のまちづくりの推進に向けて進めてまいりたいと存じますので、委員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の審議をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） それでは、委員の皆様方の出席状況につきましてご報告をさせていただきます。

委員の皆様のうち、所用のため欠席のご連絡をいただいております方は、岸委員、斉藤委員、中ノ殿委員、村上委員の4名でございます。

現在出席されている委員は18名でございますので、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項に基づく会議の定足数である過半数の12名に達していることをご報告させていただきます。

続きまして、前回、12月1日の第1回目の会議にご欠席された方もございますし、委員の交代もありましたことから、改めまして委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

恐縮ですけれども、席の順番で千葉委員からお願いいたします。

千葉委員 公募委員の千葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

高津委員 札幌市手をつなぐ育成会理事の高津と申します。よろしくお願いいたします。

鈴木委員 北星学園大学の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

末廣委員 社会福祉協議会の末廣でございます。よろしくお願いいたします。

白石委員 札幌市ボランティア連絡協議会の理事をしております白石と申します。中央区ボランティア協議会の会長としてお仕事をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

佐藤委員 札幌高齢・退職者連合の会長をしております佐藤と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

坂井委員 公募委員の坂井でございます。よろしくお願いいたします。

川原委員 北海道建築士会札幌支部の川原です。よろしくお願いいたします。

大垣会長 藤女子大学の藤大垣でございます。本推進会議の会長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

浅香副会長 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。副会長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

松川委員 札幌学院大学の松川と申します。この推進会議に出席するのはきょうが初めてですけれども、よろしくお願いいたします。

木下委員 札幌市肢体障害者協会理事の木下と申します。よろしくお願いいたします。

堤委員 このたびから委員となりました札幌市老人クラブ連合会会長の堤繁雄でございます。よろしくお願いいたします。

横江委員 公募委員の横江と申します。よろしくお願いいたします。

牧野委員 同じく公募委員の牧野と申します。よろしくお願いいたします。

日野委員 北海道バス協会の日野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中田委員 公募委員の中田と申します。よろしくお願いいたします。

照井委員 札幌ハイヤー協会の照井と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） ありがとうございます。

それでは、ここで、事務局の職員につきましてもご紹介をさせていただきます。

事務局長を務めますのが、先ほどごあいさつを申し上げました保健福祉部長の堀澤でございます。

事務局（堀澤保健福祉部長） よろしくお願いします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 次に、司会を務めております私は、高齢福祉課長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、福祉のまちづくり担当係長の松本でございます。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 技術職員の千葉でございます。

事務局（千葉） よろしくお願いします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 本日は、市民まちづくり局の総合交通計画部から職員が参加させていただいております。伊藤交通施設担当課長でございます。

事務局（伊藤交通施設担当課長） 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 事務職員の佐柄でございます。

事務局（佐柄） 佐柄と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 事務局は以上でございます。

今後ともよろしくお願いいたします。

配付資料の確認をさせていただきます。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 配付資料ですけれども、レジュメがございまして、座席表、名簿がついてございます。それから、資料と書かれていますが、優しさと思いやりのバリアフリーに関する新たなシステム導入についてというものがあります。最後に、一番厚いものですが、新・札幌市バリアフリー特定事業計画という冊子が1冊ございます。

以上です。

足りない方等はございませんでしょうか。

もし欠落している部分がありましたら、途中からでもお申し出いただきたいと思っております。

2. 議 事

事務局（長谷川高齢福祉課長） それでは、本日の議事に入りたいと思います。

大垣会長、よろしくお願いいたします。

大垣会長 それでは、順次進めてまいりたいと思いますが、きょうは二つの議題がございますので、順次進めてまいりたいと思います。

最初の議題は、優しさと思いやりのバリアフリーに関する新たなシステム導入についてです。

この件につきましては、昨年12月の第1回会議におきまして専門部会の設置が決まっております。先月28日に第1回の専門部会を開催しております。その場で互選により部会長に松川委員が選任されておりますが、最初に松川部会長より報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

松川委員 松川です。

今、会長からお話がありましたように、先月28日に優しさと思いやりのバリアフリー部会を開きました。その部会の中で、まず、部会の名称が確定したということと、この部会の中で議論になっていたかと思ひますけれども、公共的施設バリアフリーチェックシステムの導入と、危険施設等を発見した場合の体制整備の二つがあるということで議論があったと思ひますけれども、そのことについて部会の中で議論をさせていただきました。

部会の委員ですが、大垣会長のほか、川原委員、木下委員、佐藤委員、中ノ殿委員、牧野委員、横江委員と私の8名で構成されています。

議論の内容ですけれども、まず、優しさと思いやりのバリアフリーの仕組みについてということで、一つはバリアフリーチェックのシステムについて事務局からご説明があった後に議論をしております。

その中で、議論の内容としては、チェックのタイミングと回数ということで、設計の段階でチェックすることは難しい、実際に施工が始まったどこのタイミング、どの回数でチェックをするのか、そういう難しさについて指摘がありました。ただ、それは難しいことではあるけれども、そういうシステム自体を導入することが大事であるというふうな議論だったかと思ひます。

それから、いろいろな方の見方もあるだろうと。障がいの種類によっても視点の違いということもあるということでした。

それから、常に同じ人が同じようにチェックできるわけではなくて、見る人が変わるということで、そういうチェックのポイントも異なるだろうということです。そういうところからどういう視点でチェックをしたらいいのかというチェックシートといひますが、マニュアルといひますが、そういったものを提言する必要があるのではないかという形です。

それから、チェックをしていくときに、次に生かしていけるような仕組みも必要になっていくから、データを系統的に蓄積していくことも必要であるという意見が出されていたところではあります。

それから、2点目に、通報システムです。危険施設等を発見した場合の体制整備ということで、通報システムについて事務局から説明がありました。それを踏まえて議論しております。

何分、初めての取り組みであるということで、そういうシステムを始めた後にどういう反応が来るかというのがちょっと未知数であって、事務局としても心配というか、懸念を持っているけれども、そういうことを実施していくことは非常に大事なことで、まず第一歩であるので、まずは、実施をする中で何か課題があればその都度検討していこうという議論がありました。

ただ、こういうシステムの通報のシステムをどういうふうに市民に周知していくのか、そのあたりの議論も幾つか出ていたかと思えます。

それから、バリアフリーチェックに関して、チェックをして、それを公開した後に、何か異議が出た場合にそれをどう取り扱うかという、そういう部分について議論しております。

要綱の中では、その手続に関しては推進会議が定めるという規定があるのですが、逐一、推進会議を開催するのも煩雑になることから、原則として部会で処理するというので、後ほど説明があるかと思えますけれども、別の資料のとおり、部会の中で処理をするということで、その点については部会として了承しております。

これについては最終的には推進会議でそうしていかどうかということを決定的にすることになりますので、この後に諮ることになるかと思えます。

以上です。

大垣会長 ありがとうございます。

先月行われました部会での議論の内容等について説明いただきました。

続けて、事務局より、このシステムのもう少し詳細についてご報告していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 事務局の松本です。私の方からご説明させていただきます。

部会の委員の皆様につきましては、ほとんど前回と同じような説明になってしまいますけれども、再度ご説明いたします。

資料は、優しさと思いやりのバリアフリーに関する新たなシステム導入についてという資料をごらんください。

最初に目次がついておりますけれども、1ページから中身の説明を書いております。

それから、5ページに、バリアフリーチェックシステムの流れということで簡単な図があります。それから、次のページの危険施設等通報システムにつきましては、また同じように流れがございます。

それから、その後に優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱、バリアフリーチェックシステムに関する実施要領、危険施設等通報システムに関する運営要領です。これは、

実は本日決裁が終わったばかりで、実物がついております。最後に、推進会議が定める事項ということで、これは後ほどご説明いたします。

最初に、1ページからの資料に沿ってご説明したいと思います。

公共的施設のバリアフリーチェックシステムです。

従来からずっと議論を続けてきたものですが、この期の前の第5期の推進会議における2年にわたる議論の検討結果についての報告書が取りまとめられておりますので、それを具体的に要綱、要領の形にして新たな取り組みを行うという形になっております。

最初に、公共的施設のバリアフリーチェックシステムですが、概要といたしましては、市が次の事業を実施する場合、チェック実施団体が選任した障がい者、高齢者によるチェックを実施し、意見を求めます。

一つとして、建築物については2,000平米以上の新築あるいは増改築といったものです。

として、道路については、基本構想に基づくバリアフリー化事業のうち、障がい者、高齢者の意見を活用する場合です。

として、公園ですが、地区公園及び総合公園です。この地区公園及び総合公園というのは、都市計画上の種別ですが、地区公園というものが標準規模でいくと4ヘクタールぐらい、徒歩圏内の住民を対象とした公園という形になっております。総合公園というのは、円山公園とか中島公園とか、市民が総合的に利用できる公園ということで、10ヘクタールから50ヘクタールぐらいの規模のものでございます。

として、その他市長が必要と認める場合ということで、これは、前の三つに限らず、特に重要で、やる必要があるといったものについて、こちらの方でやっていこうということでございます。

チェックですが、別な手段により意見を求める場合等については適用除外としております。それから、事業実施部局は意見を反映させるように努める、反映させることが困難な場合については理由を付して説明しなくてはならないということです。

それから、チェック実施団体は、事業実施部局の説明に対して異議のあるときは福祉のまちづくり推進会議に申し出ることができるということです。

ちょっと戻りますが、別の手段により意見を求める場合の別の手段というのは、例えば、障がい者、高齢者だけではなくて、もっと大きな規模で何かやりたいとか、いろんな手段が考えられる場合があるものですから、そういった場合については、とりあえずこの要綱から除く場合があるということを書いたものです。

推進会議は、以上の申し出の理由があると判断するときは、事業実施部局に意見を述べ、または再検討を要することができるということです。

それから、チェックの実施状況、実施結果等はホームページ等において公開するという感じになっております。

(2)のチェック実施団体です。チェック実施団体につきましては、札幌市身体障害者福祉協会及び老人クラブ連合会を想定しております。チェック実施者につきましては、保健福祉部長の依頼によりチェック実施団体が選任することになってございます。

これにつきましては、後で身体障害者福祉協会の会長である浅香副会長の方より補足の説明があるということなので、この説明の後をお願いいたします。

それから、チェックの実施方法ですけれども、原則として、複数回実施して工事内容を考慮して時期を設定する。

それから、工事終了後に実施するものを除き、設計・施工内容の変更が可能な時期までに行うことが原則ということです。

実施時期の決定は、先ほど、松川部会長からご報告がありましたように、結構難しい判断があると思いますけれども、この辺は事業実施部局等とよく協議の上で決定していきたいと思っております。

それから、図面閲覧または直接現地に出向いて行うということですが。

それから、チェックの実施場所は、会議室になるか、あるいは現地ということになるのですけれども、こういったものや説明資料等は事業実施部局で用意する。

チェック実施者の人数は、高齢者2名、障がい者10名以内を想定しております。この10名というのは、一応、身体障害者福祉協会の協会加盟の8団体を想定しているのですけれども、いろいろな障がいのある方というような意味合いになるかと思えます。

チェック実施者は、すべての利用者にとって安全で使いやすい施設を目指す観点から、バリアフリーに関する意見を述べる。

保健福祉部は、チェック実施者、事業実施部局間の調整等を行うということですが。

それから、事務の流れですけれども、5ページの図をごらんになった方がいいかと思えます。

一番上が事業着手の前年度となっております。毎年、保健福祉部長が全庁に照会いたしまして、事業実施部局が翌年度の対象事業を届け出いただくこととなります。この段階で、事業実施部局、チェック実施団体と協議の上、チェックの実施方法、実施回数等を決定いたします。

道路については、先ほど、非常に広い範囲でしか要綱の中で決まっておきませんので、道路を実際に実施するものについてもここで決定したいと思っております。

その後、保健福祉部長が決定内容を事業実施部局に通知します。

真ん中になりますけれども、チェック実施希望日の1カ月前までに事業実施部局が保健福祉部長に依頼書を提出します。保健福祉部長がチェック実施団体にさらに依頼しまして、チェック実施団体がチェック実施者を選任して名簿を提出します。ということで、正式に日程等を決定して保健福祉部長が事業実施のときに日程等を通知するといった流れになっております。

最後に、チェックの実施についてですが、事業実施部局はチェック実施日から14日以内に保健福祉部長に結果を報告します。

これについては、恐らく、実際にチェックの場である程度質問なり受け答えなりがあるかと思えますけれども、中にはちょっと検討させてくれといったものもあるかと思えますので、そういったものを含めて検討して結果を報告していただくような形になるかと思えます。

保健福祉部長は、チェック実施団体に報告書を送付します。

チェック実施団体は、回答に異議のあるときは14日以内に推進会議に申し出ることができます。申し出の処理に関しましては、推進会議が別に定められておりますので、この後、これについてはお諮りしたいと思っております。

平成22年度、今年度の対象事業ですけれども、今年度は、年度半ばからの開始になりますので、既に事業が進んでいるものもあります。ですから、今年度については、例年とは違うやり方で、協議の上、チェックの実施対象事業を決定したいと思っております。

とりあえず、ここまででよろしいですか。

大垣会長 事務局から、システムの詳細について説明いただきました。今の説明の中にもありましたけれども、身体障害者福祉協会の会長であります浅香副会長の方から補足事項があるということでございますので、続けて補足をお願いしたいと思います。

浅香副会長 身体障害者福祉協会の浅香と申します。

今、補足事項とありましたけれども、そんな大げさなものになるかどうかちょっとわかりません。行く行くの近未来的なものについて、きょうの会議の議題の提案ということではないのですけれども、お話をさせていただければと思います。

今、私どもの団体は、チェック実施団体として、バリアフリー関係、またはこの後ご説明いただける危険場所のチェック団体としてご指名をいただきまして、今までいろいろなところを実際にチェックさせていただいた実績が認められて、再度、身障者協会ですてくれということ受託したと思っております。

その中で、今まで私どもの方で実際にいろいろな場所を、設計段階から、工事途中段階から、でき上がったときから随時チェックをさせていただいたのは実際ですけれども、その中で、私どもの団体も含めて、ほかの団体でも細々なこと、大きなことを自主的にチェックしている団体が幾つかあります。ですから、将来的にそういう仲間と連合を組んでやるチェック機関なりを持つと、より一層、目配せのできる体制ができるのではないだろうかということです。その大前提としては、今、政府の諮問機関的なものだと思うのですが、JDF（日本障害フォーラム）ということで、身体障害関係、知的障がい関係、精神障がい関係、全国の11の主要団体で自立支援法の中身などについて審議して、政府の方にいろいろなアドバイスを送らせていただいているところです。それも、10回くらいはやっていた会議ですけれども、今、地方でもそういう体制づくりがだんだん叫ばれています。1障がい者団体だけでなく、イデオロギー的には右もあれば左もあるかもしれ

ないけれども、要は、福祉という社会がよくなればいい話ということで進めるようになりました。ということで、今まで意見の合わなかったところを、少しずつでも手をつないでいこうということで、そういう連合体ですね。既に関西の方ではできつつあるのが現状です。そういうものを見本にしながら、札幌にもあれば、より多くの目で、耳で、足でバリアフリーチェックができるので、近い将来、そういう体制づくりもしっかりやりたいというふうに私も願っています。また、年末のこの第1回会議の折にも、公募委員の方で障がい当事者の方もおられて、年2回の会議だけだと暇だというニュアンスの意見もありましたので、逆に言ったら、そういう方もどんどん出ていっていただいて、やっていただいた方が、この会議のときに発表する場を設けることができるでしょうし、より積極的な会議にもなるし、まちづくりも積極的になるのではないかと考えています。

とりあえずは、それまでの間、私の方で主にバリアフリーチェック機関をさせていただきたいと思っておりますけれども、この中では肢体協会や父母の会も入っていますので、場所によっては見てみたいというところもあると思います。そういうところをどんどん取り入れてチェック機関を確立していきたいということです。これが、近い将来の展望としての私の意見で、行政の方にもこういうことでやっていきたいと申し入れてありますので、私が中心というのはちょっと口幅ったいですけども、各団体をまとめてやっていきたいと思っております。また、その折には、こういう推進会議の中でも発表させていただいて進めさせていただきたいと思っておりますので、浅香個人の意見ということではなくて、障がい当事者、また周りの方すべてがよくなる福祉施策を目指すという意味でご協力、ご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

お時間いただきまして、ありがとうございました。

大垣会長 最初は、ここに書いてありますように、身体障害者福祉協会と老人クラブ連合会の両方でチェックをスタートするわけですけども、他の団体とも意見交流ができるように、そういう体制をこれから少し時間をかけてつくっていききたい、そういう意見を反映した形のチェック体制にしたいということだと思っております。

今、事務局と浅香副会長からバリアフリーチェックに関しまして説明をいただきましたけれども、何かご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

鈴木委員 北星学園大学の鈴木と申します。

前回は仕事で出られなかったものですから、今回から参加させていただきます。

今回のチェックというのは非常にすばらしい取り組みだと思います。当事者とか高齢者、障がい者が参加するということで、当事者チェックは本当に必要だと思います。私は、新千歳空港国際線ターミナルのユニバーサルデザイン、バリアフリーにちょっとかかわりまして、そういった活動の中で気づいたことなのですけれども、いろいろな当事者の方にチェックしていただいたのですが、やはり、総合的な視点で見られる人が入らなければいけないと思うのです。障がいの程度や状況によってかなり意見が変わってきますので、その

辺も含めまして、少し総合的な視点を持った方に入っていて、事務局がその役目をするということなのかもしれませんが、ここにも専門家なども加えることが可となっていますね。そういうことで、特に企画設計段階からかかわるとなると、図面を見てどこまでわかるかということもありますし、行く行くはいろいろな視点でという副会長のお考えのようですけれども、この段階から、そういったシステムのお考えはないのでしょうか。

浅香副会長 言われたとおりです。

実例を挙げると、先週の木曜日に、地下歩道の設計段階で材質などの検討をしました。地下歩道にできる多目的トイレを、その現場にはまだ設置されていないということで、TOTOのショールームにそのスペースと同じものをつくって、実際に地下歩道のトイレに設置される便器とかオストメイト対応のものを同じように置いてくださって、私の団体と、ある団体と、10人ぐらいで見に行ったのです。

おっしゃるとおり、オストメイトの人が2人いたとすると、鏡のつけ方がこうでなければだめだといってもめます。もっと下の方がいいとか、もっと幅広いものがいいとか、便器一つにしても、今は大分改善されていますけれども、もうちょっと低い方がいいとか、標準のものとか、今の便器の形よりひょうたん型の方がいいとか、その障がいの程度や状況、状態によって、ちょっと悪い言葉で言えば自分本位の障がいに対応することに終始した意見しかないものですから、今おっしゃったことは本当に大事だと思います。

でも、逆に言うと、今は私のところのチェック団体だけなのですけれども、身障協会もできるだけ不都合のないようにお願いするのですが、絶対にそれがベストだということではないと思います。電動車いす一つとってもいろいろな種類がありますから、便器に近づけなかったということもあります。そういう中で、私のところだけでやってしまうと、逆に、行政の方に後で文句が行っている事例が多々あるのです。ただ、私が言ったような形の組織体、余りかしこまったものでなくてもいいのですけれども、そういうものをつくると、逆に言うと、一つの団体で言ったらなかなか引き下がれないのですが、みんなの障がいと協議すると、落としどころとといいますか、妥協点とといいますか、そういうところも必要ではないかということも含めて考えてやっていきたいと思います。

鈴木委員 否定をするつもりはないのですけれども、やはり、いろいろな方に見ていただくということもありますし、例えば建築物にしても、それこそ設計について純粋な意味で専門家でなくてもいいのですけれども、設計のわかっている方とか、公園にしても単にバリアフリーだけをチェックするよりも、全体的な視点もあるわけです。また、健常者としての視点もありますし、当然、健常者にとってもバリアフリーは重要ですから、そういった意味で、システムとして……。

浅香副会長 私もそう思います。

数年前に社協の末廣委員とまちのバリアフリーチェックに行ったら、ある会社の建物のところで窓がオーバーハングになっているのです。あれは、杖を持っていたら顔がぶつかるよねという話で、果たしてその下はその会社の土地なのか、市の土地なのかにもよるで

しょうけれども、危険だよねという話は、建築の専門の方でないと思いを求められないと思います。おっしゃるとおりだと思います。

大垣会長 前回の議論、あるいは部会でもそうでしたけれども、専門家でなければわからない点は随分あるのではないかと思います。図面だけで評価しろと言われてもなかなか難しいのではないかという意見が出まして、ここにあります要綱の中にも専門家を入れることはできると。入れることはできるというよりは、積極的に専門家を加えて総合的な判断ができるようにしたいという意図です。その辺を運用でどう考えられるか、事務局の方でこの件に関して何かご意見はありますか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 今、会長がおっしゃったとおり、そういった意味合いも含めて専門家の方に入っていただきたいと考えてございます。

今、鈴木委員の方からも、最近のお話でございますので、大変貴重なご意見だと思います。今後、その辺も踏まえて運用していきたいというふうに考えております。

大垣会長 ほかに何かご質問やご意見はございますか。

中田委員 中田と申します。

先ほどの話と的外れになるかもしれないのですが、これからということでは浅香副会長の方から話がありました。これも、これからどうなのかということをお聞きしたいのですが、これを見る限りでは、新しくつくられる予定、もしくは、つくっていく途中なもの、増改築のものを対象にしていると思うのですが、今あるものがどんどん年数がたっていくと老朽化していくということで、今この時点で少し課題があるのではないかということに関しても、チェックというのは、今現時点で札幌市で何かやられているのか、もしくは、今後、これを活用して年々重ねていくごとにそれを進めていくというか、深めていくご予定があるのか。

そのあたりは、まだ始まる前ではありますけれども、今あるものも余り使い勝手がいいものばかりではないと思うので、逆に新しい方がいろいろな情報が入って使いやすいものにつくられていっていると思うので、古いものを新しくしていくというような活動のご予定はあるのでしょうか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 現在あるものということですが、使い勝手という観点ではなくて、安全という観点から、危険箇所のチェックシステムということで、危険箇所の通報システムでそういった公共的な建築物等々については、市民の方からいろいろ情報をいただいて、早急に対応しなければいけないものについては対応していくというようなことで考えてございます。

牧野委員 牧野と申します。

ここの委員会でお話しすべきことかどうか疑問に思いつつ、今言わなければいつ言ってもいいのかわからないので言わせていただきたいと思います。私も障がいを持つ立場になってすごく感じたことがあるのですが、例えば公園ですと、せっかくバリアフリーで整ったハード面でもすばらしいものをつくっていただいたとしても、自転車がとめてあって中に

入っていけないとか、そういうことによく出くわすのです。ハード面だけでなく、機会があれば、広報とか公園を使う人たちも、モラルが悪いという意味ではなくて、実際に健常の場合は気づかなかったことがあるのです。ここに自転車をとめることによって障がい者の人の邪魔になったり、使えないということが気づかないで知らず知らずにやっているということが多々あると思うのです。そういうことに気づいてもらうための告知のようなものとか、理解していただきたいと思うのです。何かの機会にそういう公共的な広報とか、ちょっとしたパンフレットも、いつか市民の皆さんにも知っていただく機会を持っていただければと考えています。

事務局（長谷川高齢福祉課長） おっしゃるとおりだと思います。

札幌市でも、心のバリアフリーということで、歩道の自転車とか、公園も含めてなのですけれども、自転車などいろいろなものが障害物となって、せっかくバリアフリーの設計になっているところが全然使えないような状況がございます。心のバリアフリーというのは、福祉のまちづくり条例の中でもうたってございますので、その辺のところをもっと市民の方にも周知していくようにしていきたいと考えてございます。

冊子等々をつくってお配りしているのですが、なかなか皆さんにご理解いただけるような状況になっていないので、さらに力を入れてやっていきたいと思えます。

大垣会長 この件も、今までの議論の中でも、ブロックが置かれて使用できないとか、いろいろな形で出されていますので、その辺の注意喚起というか、それは教育なのかもしれないかもしれませんが、その辺をきちんと認識してもらうような形を一方でとっていく必要があると思えます。学校教育の中でそういうものがうまく組み込まれていくといいと思うのですけれども、小学校などにそういうものが入り込む余地があるかどうかよくわかりませんけれどもね。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 今現在、第4期の推進会議のときでしょうか、バリアフリー大研究という冊子のようなものをつくっておりまして、それを、毎年、札幌市の高学年を対象にして全校に配っているということはやっております。

鈴木委員 ただいまのお話は非常に重要でして、やはり、実際にバリアフリーが整備されているのに使えないというのは、本当はそれがバリアになっているということで、今回のチェック項目に入っていないのですか。

例えば、日常的に施工した後にそういう状況になれば、駐輪場のサインを、まさしく気づかない方が結構いると思うのですけれども、サインで少し周知徹底するために看板をつけるとか、そういうことで改善する方向性になる場合もあります。この辺も、例えばこれをチェックした段階で、これは見やすくした方がいいのではないかと、これはちょっと移動した方がいいのではないかとということも考えられると思えます。

今回はチェック項目に入っていないのですか。または、チェックとして出てくればという感じですか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） はい。今おっしゃったことを想定されるということであれば加えていくようにしていきたいと思います。

大垣会長 次の危険個所通報システムの中でも、せっかくこういう手当てをしているのに、自転車によって非常に危険な状況にあるということが、通報されてくれば、それに対する対応方法を考えなければいけませんね。

事務局（長谷川高齢福祉課長） そうですね。

大垣会長 あとは何かございますか。

牧野委員 今、おっしゃったように、やはり、気づいてもらうためのものですね。結構お金がかかるかもしれませんが、簡単なもので結構ですので、ここには自転車を置かないようにしましょうとか、もし、ちょっとした気づいてもらうためのフレームのようなものが設置できるのであれば、そういうものもあっていいのかなと思います。危険ですからというのも変ですけども、このところはちょっと気をつけていただきたいということとか、全部につけるとなると大変ですけども、ここにはあった方がいいかなと思われるものには、そういうことも必要なかと思えます。

大垣会長 バリアフリーのチェックシステムは、今は新設時を想定していますが、それが利用されるようになってから出てくる不具合については、今のところは通報システムで、だれかがここはまずいよと指摘して対応する以外はないということですね。

事務局（長谷川高齢福祉課長） そうですね。ただ、新築の場合は、逆に障害になりそうなところに駐輪場をわざわざ設置しない方がいいとか、そういう情報がどんどん集まってくれば、ここでなくてこっちだよねとか、そういう議論にはなってくると思うのです。新築の場合はそういった生かし方ができますし、通報システムについては、今言ったような対応の仕方として、ご案内か何かをつけるようにしたらという対応もできるのかなと思っております。

大垣会長 2年ほどかけてこのシステムを議論してまいりましたけれども、ようやく要綱ができて実施の段階に入ります。前回の部会でも議論になっておりましたが、最初から完璧に実行できるとは考えにくいですから、とにかくこういう形で具体的に動き出して、そこでいろいろな不備が出てくれば、その都度、対応しながらシステムを改善していこうということがこの間確認されたと思います。そういう形で少しずつ、この場でも積極的に意見をいただいて、それを反映しながら、より有効なシステムに変えていくようにしていきたいと思います。

そのほか、バリアフリーチェックシステムについて何かございますか。

特になければ2番目のシステムの話に移りたいと思いますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

大垣会長 2番目は、先ほどから話題になっております危険施設等通報システムについてですけども、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） それでは、危険施設等通報システムについてです。

この危険施設等通報システムは、まさにこの議論の発端となりました平成18年の地下鉄琴似駅の車いす転落事故、こういった事故をなくすための取り組みということになるかと思えます。

概要としましては、要綱の3条になりますけれども、「市は、危険施設等を早期に発見し、対策を講じることにより、事故を未然に防ぐように努めなくてはならない」とあります。

そして、危険施設等の定義について書いておりますけれども、条例で定める公共的施設の廊下、階段、便所、敷地内通路、駐車場、出入り口、エレベーターその他の部分の構造、配置及び設備に関し、通常有すべき安全性を欠き、または、それに準ずる状況にあり、施設の利用者等の身体に具体的な危険をもたらす箇所等とさせていただいております。

ここで道路と公園が除かれているのですけれども、道路と公園につきましては、従来から、部局としては、市で言えば区の土木センターが担当するということがかなり定型化しておりますので、こういったものの通報までこちらの方で含めてやってしまうと、かえって混乱するのではないかということで、道路と公園につきましては除かせていただいております。

それから、ここで言う施設につきましては、市以外の施設、通常民間が管理する施設も含むものでございます。

それから、市民が危険施設等と思われる施設、箇所等を発見した場合の通報窓口を設置する。通報があった場合は、速やかに現場確認を行い、必要に応じて応急措置をとるとともに、具体的危険性の有無や対応等について検討するということで、通報箇所が危険施設等に該当する場合は、市の管理する施設については速やかに必要な措置を講じる。市が管理する施設以外につきましては、施設管理者に伝えて改善を依頼する。あるいは、危険施設等に該当すると判断する施設については、同種の施設を管理する関連団体、障がい者、高齢者等により構成される団体に情報提供を行う等の方法により、事故防止に努めるといった概要になります。

通報窓口ですけれども、以下は要領の方に書かれているものですけれども、通報窓口は高齢福祉課、通報手段は特に制限はありません。他部局等へ通報がなされて、当該部局において対応する場合等につきましても、通報内容、対応状況等を集約していくと。例えば、札幌市であれば、市民の声を聞く課とか、区役所であれば広聴係にこういった通報がなされる場合がかなり多いかと思えますので、こういったところとも連携をとりまして、こういった情報を集めていきたいと思っております。

それから、公共的施設の構造、配置及び設備ということで、この要綱で言うところの対象外の通報につきましては、別途、処理する。

それから、要領の第3条になりますけれども、通報された施設の危険性等を具体的に判

断するために危険施設等審査委員会を置くことになっております。この危険施設等審査委員会ですけれども、通報があった箇所、これが具体的に危険施設等に該当するのかどうか、それから対処方法を検討いたします。

委員会の事務局は高齢福祉課としまして、高齢福祉課長をもって事務局長とさせていただいております。

委員の構成は、次の1枚めくったところに別表がついておりますけれども、先ほどのチェックの実施団体としてご協力いただきます身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、こういったところが指名する方各1名、それから、札幌市の専門部局として建築物関係であれば都市局建築部建築企画課長、あるいは都市局建築指導部管理課長といったところ、あとは路外駐車場であれば総合交通計画部、そのほか施設の性格上専門知識を有する課の課長です。それから、関係部局としましては、市が管理する施設の場合につきましては、施設管理を担当する課の課長、その他施設に関係する課の課長、あるいは、新・札幌市バリアフリー基本構想に関係する施設であれば、市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課長です。その他としまして、その他専門知識を有する者、あるいは施設管理者等となっております。この4から6、専門部局、関係部局、その他につきましては、その都度、事例に応じて選任するという形になっております。

それから、事務の流れですけれども、6ページに簡単な図があります。

一番最初は、高齢福祉課にて通報を受理しまして、対象外の通報も結構あると思うのですが、こちらにつきましては、関係部局等に連絡するなりして適正に対処していきたいと考えています。

対象となる通報が来ましたら、速やかに現場確認をしまして、必要に応じて一時的な対策をとります。

この段階で危険施設等に該当すると判断できるものにつきましては、審査委員会の各委員に状況報告、あわせて委員会招集について通知します。

この段階で、危険施設等に該当しないという判断、あるいは、ちょっと判断しかねるという場合につきましては、各委員の状況報告の中で、委員会開催についての意見を聴取したりして、委員の中で1名でも委員会を開催する必要があるという場合については委員会に招集するということになっております。

委員会につきましては、先ほど言いましたように、危険施設等に該当するか否かの判断、それから、安全確保のための改善対応策等の検討、関連団体の情報提供その他対応状況等を検討いたします。

委員会開催によって危険施設等に該当すると判断する場合は保健福祉部長に報告いたしまして、その下に書いてあります必要な措置を講じるということです。

委員会を開催した時点で、これは危険施設等に該当するものではないという判断もあるかと思っておりますけれども、こういった状況はすべて結果を取りまとめてこちらの推進会議なりに報告させていただきたいと思っております。

危険施設等通報システムにつきましては以上でございます。

大垣会長 ただいま、事務局の方から危険施設等通報システムについて説明いただきましたけれども、この点に関して何かご質問はありますか。

堤委員 今の危険施設ですが、道路、公園を除くということで、私は質問をちゅうちょしたのですが、実は、きょう午前中の会議において、地下鉄周辺の自転車の置き場が乱雑で、非常に歩きづらい。特に、風のある日は、自転車等が倒れてくると非常に危険ではないか、では、どこにそれを通報したら改善できるのかということです。これは、実際に自転車等ですから、とっさにそれを判断するということが普通に対応していない方は難しいと思うのです。特に今回は高齢福祉課に一本化しているようですが、果たして、そういうときに高齢福祉課とぱっと思いついてそこに電話をできるのかどうか。例えば、その区の担当のところに行けるようにした方が、あるいは連絡がしやすく感じるのではなからうかと思うのですが、いかがでございましょうか。

大垣会長 事務局、いかがですか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 今、堤委員から言われたとおり、道路とか公園については、既に各区の土木センターで対応しているということで、今回は、従来の道筋が既にでき上がっていて、新たに動かさない方がいいというものについてはそのまま対応したいと考えてございます。

ですから、例えば地下鉄の事故が起こった琴似駅など、公共的な施設の危険箇所を発見した場合には高齢福祉課の方にご連絡をいただきたいということです。それは、その区を通してでも直接でもどちらでもいいのですけれども、なるべく私どもの方に直接入るようなPR、周知をしていきたいと考えております。

その周知の方法は本当に徹底してやっていきたいと思しますので、例え区の方に入ったとしても、私どもの方に入るように庁内もきちんと周知をしていきたいと考えてございます。

堤委員 これは、この下に通報手段は制限しないと書いてありますけれども、いずれにしても、どなたからでも連絡先がわかるという状況にしないと、せっかくこれだけのいいシステムをつくっても、それが活用できなかつたら意味がないです。ぜひ、これからもそういうものをPRする手段を講じた中で、市民の皆さんに周知するようお願いしたいと思えます。

大垣会長 これは非常に大事なご指摘です。是非、いい方策をやってもらう必要があると思えます。

大垣会長 それ以外に、今の通報システムに関しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

これも、初めて通報システムを実行しようということになりまして、今まではばらばらに情報が届いていたのを高齢福祉課で一元化したいと。したがって、今も出ましたように、区役所に通報されたものも最終的には高齢福祉課に集約されます。このシステムに従って

判断されて、危険と判断されるものについては早急に対応する、大きく言えばそういうシステムです。

これも、やってみなければなかなか難しい点があるかと思います。最初の危険物の審査委員会もいろいろな部局がたくさん集まってやるということを議論していた時期もありました。それは、どのぐらい通報があるかわかりませんが、その都度、それだけの大人数が集まるのは現実的でないということです。むしろ、その箇所に対応する部局が出ていってやる方がいいのではないかとということで大分改善されてきたのですけれども、そういうことも含めて対応しながらこの通報システムを改善していく必要があると思います。

いずれにしても、初めての実行でございますので、とにかくできるだけ早くスタートして危険箇所を少しでも早くなくしていきたいと考えています。

松川委員 基本的なことは今のお話でいいと思うのですけれども、前回の部会で出てきた話として、今、自転車のことが出ていてちょっと思ったことがあるのですけれども、この危険施設等通報システムというのは、市民の目から見てこれは危ないというところを通報するものですが、ある意味で、自転車の放置というのは一定程度わかっているとか、事前にかなりわかっていることかなという気がするのです。あらかじめ、そういうところは集約できる部分もあるのではないかと気がしています。

前回、部会の中で出ていた意見として、危険な箇所として既にデータとして蓄積されている、北海道ではそういうことをされている方もいるという話もあったと思います。この推進会議の中でも、もし、そういうデータがあるようであれば活用すべきだろうし、もしないのであれば、ある程度わかるものについては事前に集約しておくということも必要なのかなという気がしました。

大垣会長 事務局から何かございますか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 今、部会長がおっしゃったとおり、いろいろなデータなりの例があれば、市民の危険施設の判断がつきやすいということで、なかなか難しいのですけれども、今おっしゃったようなところで、我々はもう少し事例がふやせないかどうかを検討しているところでございますので、市民周知に際しましては、少し事例なども入れられればいいなというふうに考えてございます。

大垣会長 できるだけ、これを積極的に活用していく必要がありますので、一般市民というか、健常な市民だけでなく、障がいをお持ちの方も積極的に、ここが物すごく危険だということをどんどん通報していただいて、このシステムを動かしていくということが大事なのだらうと思います。

あと、特に、この通報システムについてございませんか。

高津委員 札幌市手をつなぐ育成会の高津です。

知的障がいを持っている人たちというのは、危険を感じても、その場で危険ですと通報することができないような状況もあります。作業所とか施設に通っている方もたくさんおられると思うのですけれども、年に1回でも2回でもアンケートのような形で、施設に通

っている子どもたちに対して、通っている場面で危険と感じたり、こういうところを回避してほしいという意見をとるような機会を、緊急ではなくて、年に何回かとするような体制をつくってもらえれば、知的のおくれがある人たちも、ここがこう改善していくと動きやすいよというものも声として市役所の方に出ていくのではないかと思いますので、そこら辺を検討していただければと思います。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 非常に貴重なご意見だと思います。障がい担当の方も含めまして、その辺のアンケートの実施等について検討させていただきたいと思います。

大垣会長 アンケートのようなものは、もう出ていましたね。いろいろな団体から危険箇所を出してもらうことが必要ではないかというようなことも意見の中に出ていたと思います。もちろん、通報されてそれに対応することも大事ですけれども、危険箇所を通報だけで網羅できるわけではありませんので、それを日常的に感じておられる団体からも積極的に意見をいただいて検討していく必要があるのではないかと思います。今のご意見は大事だと思います。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

大垣会長 それでは、システムの説明はこの二つですが、もう一つ、（１）の議題のバリアフリーチェックに関して推進会議で決めなければいけないことがございますので、この点につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（松本福祉のまちづくり担当係長） 資料でいきますと、１７ページの「（案）」となっておりまして、

公共的施設のバリアフリーチェックシステム、実施要領第８条第２項に基づき推進会議が定める事項となっております。

細かく説明していきますと、要綱でいきますと、７ページの第２条第４項です。チェックを実際に実施しまして、それに対してチェック実施者からの意見に対して事業実施部局がチェック実施団体に回答するというときに、その説明に対して異議があるときは札幌市福祉のまちづくり推進会議に申し出ることができます。あるいは、第５項におきまして、推進会議は前項の規定により異議の申し出があり、その申し出に理由があると判断するときは、事業実施部局に意見を述べ、または再検討を要請することができるとしております。

それから、要領の方では１０ページですけれども、第８条におきまして、チェック実施団体は前条の規定による事業実施部局からの報告に異議があるときは、原則として１４日以内に保健福祉部長に申し出るものとする。前項に定める申し出の処理に関し必要な事項は、推進会議が別に定めるとしてあります。

この推進会議が別に定めるとした部分についての規定の案がこちらでございます。

１項目ずつ説明いたしますと、先ほど、部会長の方からもありましたけれども、やはり全体会議を毎回開くということになりますと、相当大変な話でございますので、第１としては、原則として優しさと思いやりのバリアフリー部会の方で処理して全体会議に報告す

る形をとらせていただきたいと思います。第2としまして、基本的に部会の全会一致で処理するという事です。一致しないときは全体会議に諮るという事です。それから、第3として、必要があるときは事業実施部局、あるいはチェック実施団体から意見を聴取する。第4としまして、異議を是認すべきと判断するときは事業実施部局に再検討を要請します。第5として、異議に理由がないか、あるいは処理困難と判断するときは意見を通知する。第6として、事業実施部局から再検討の申し出があったときは意見を保留することができます。第7として、部会における議事の内容については原則として公開しない。第8として、審議の結果については原則として公開する。

以上の8項目となっております。

大垣会長 先ほどありました別に定める実施要領第8条の前項に定める申し出の処理に関し必要な事項は推進会議が別に定めるということで、その別に定める内容が、今、説明をいただいた17ページの第1から第8までなわけです。

これは、この場で決定する事項でございますので、意見がございましたら出していただいた後、最終的にここで決定したいと考えております。よろしく申し上げます。

ご意見はございますか。ご質問でも結構です。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 特にないようですので、これにつきましては、別に定める事項についてはこういう内容とするということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

大垣会長 それでは、こういう形で決定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、第1の議題がこれで終わりますして、続きまして、第2の議題の新・札幌市バリアフリー特定事業計画について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局(伊藤交通施設担当課長) それでは、特定事業計画の経緯につきまして、まず私の方からご説明させていただきたいと思っております。

平成18年に、国の方でバリアフリー新法が施行されております。この法律ができる前は、建物につきましてはハートビル法、道路とか公共交通にかかわる施設につきましては交通バリアフリー法という二つの法律がございまして、移動にかかわるバリアフリー化を促進していくということで、その二つの法律を一つにしてバリアフリー新法ができたわけでございます。これを受けまして、札幌市では平成21年の3月に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定してございます。この基本構想の策定の際には、福祉のまちづくり推進会議におきまして基本構想検討部会を設置していただきまして、いろいろご検討いただいているところでございます。

この基本構想では、主に駅を中心とします市内53地区を重点整備地区として定めておりまして、各施設の管理者が対象施設のバリアフリー化を進めるということにしております。このたび策定いたしました特定事業計画につきましては、各施設管理者が整備を進

めるに当たりまして、相互に連携を図りながら計画的に取り組んでいくたびに、各施設の特定事業計画として取りまとめておりまして、それを私どものところで市民の方々にわかりやすいようにということで公表をさせていただいているところでございます。

次に、この計画の中身につきまして、担当の佐柄の方からご説明させていただきたいと思っております。

事務局（佐柄） 佐柄と申します。よろしくお願いいたします。

この計画の説明でございますが、先ほどの質疑の中で、特に既存施設の取り扱いというお話が出ておりました。この計画の根底というか、考え方の部分をちょっとだけご説明させていただきます。

私が今回ご説明する計画もそうですし、前段でご説明のあった優しさと思いやりのバリアフリーも含めてそうでございますが、もともと例えば法律とか基準など既に義務化されているようなものは意外とございます。ただ、義務化されているものでは対応し切れない部分を私どもの構想なり心のバリアフリーで補足するというイメージでお考えいただければと思ひまして、それに当たって簡単に申し上げると、既に義務化されているものを先に理解していただくのが早いかなと、きょう質疑を聞きながら思いました。

今、お話が出ていましたバリアフリー新法の中では、既にみんなが使うような特定の用途限定で、個人の住宅などは対象外ではありますが、新築の場合には既にバリアフリー新法の中でバリアフリー新法に定める基準を満たしなさいというふうになっておりますので、実は新築の物件について基準を満たす満たさないの話というのは、法律が運用され、俗に言う建築確認申請というもので既に基準を満たすこととなりますので、あえて我々市町村がどうこう言えるものではなく、自動的にでき上がります。ただ、その自動的にでき上がるシステムで足りない部分、例えば基準に頼らないものをつくらうという視点で話し合われたのが今回の優しさと思いやりのバリアフリーになります。新築物件はそういう形でいけるのですが、既存の建物については逆に拾われません。そこをどういうふうに拾おうかと考えたのが、今のお話に出ていたバリアフリーの基本構想になります。この構想は、基本的には後ろに表がいっぱいしているのですけれども、既存の建物だけでなく施設もそうなのですけれども、既存施設についてになります。その前置きをした上で中をご説明させていただきます。

中には、まず1ページ目でございますが、目次の上の方に簡単な法体系等がございます。平成6年からの表がついているのですが、特に平成の二けたに入ってから、札幌市有建築物というものは、福祉のまちづくり条例というものが適用されて以降は、新築物件については割とバリアフリー化が進んでおります。ただし、それ以前のものなかなかうまくいってありませんで、札幌市の場合は、特に成長都市として大きくなったのはこれ以前なものですから、例えば建物が50年持つとすれば、今は平成10年から10年間たっていますので、年数でいけば5分の1は既に建てかわっている計算になるのですが、都市の発展と合っていないものですから、実は整備状況はもっと悪いという状況を踏まえておきた

いと思います。

1 ページめくって、これが先ほどの話に出た 53 地区になります。

基本的に、既存施設というものは札幌市全域に広がっておりまして、全部できるに越したことはないのは当然ですが、新しい施設に整理をする場合と既存施設を改築する場合では費用、時間、それににかかるいろいろクリアしなければいけない課題すべてが一気にはね上がってしまいますので、どうしても法律上は新築になってしまいます。そういう中で、我々も既存施設を市内全域に広げると、なかなか思うように進まないということで、限られたお金の中で有効的にやるには、多数決ではないですが、ある程度利用が集中するところに特化してやっていくのが実際には効率的だろうということで、その地区を 53 個の地区という形で定めさせてもらっております。

さらに、53 地区を簡単に言うと、JR と地下鉄の駅のうち 1 日の利用者が 5,000 人以上いる駅はすべてノミネートしております。それに加えて、清田区役所など地域の核として札幌市が拠点として整備しようという方針がございまして、それに基づくとところを加えて 53 地区になっております。ただ、53 地区の施設を全部洗ってみると、かなりの数がありましたので、この 53 地区の中でもさらに優先順位を今回の計画の中でつけさせていただきまして、それが優先地区ということで表の中に丸をしてあるところがございます。これについて、さらに駅の利用者が 1 日平均 2 万人を超えるものについては、さらに優先度が高い地区という形をとらせていただいております。ただ、これについては、重点整備地区以外の部分の話も含めてですが、ここの地区以外のものはやらないということではなくて、ここの地区以外のものについても、当然、施設なので老朽化はございます。その改築に合わせるのであれば、先ほど話したコストの面とか事前調整、さらには施工時期ですね。どうせ壊れて改築するタイミングに一緒にやるのであれば、さほど支障になりませんので、そのタイミングにおいては当然やることになると思います。ただ、バリアフリー化だけのために事業を起こすとすると、なかなか大変なので、そういうものについてはこの地区にできるだけ集中してやりたいというのが意図でございます。当然、施設は年々老朽化しますので、ほかの地区に進まないということではないということで誤解のないようにということでございます。

ページをめくりまして、ここについては、それぞれの施設の方針について簡単に書いておりまして、詳細についてはもう一つめくって 2 - 1 になります。この後ろに表などがいっぱいついてくるのですが、状況を示した凡例がございます。対象となる施設は多数あるのですが、今回、民間の建物は取りまとめができなかったものですから表から外してありまして、表の中には、公園、道路、駅、信号機、あとは札幌市有建築物、あとは札幌市有の駐車場が後ろの表についておりまして、それぞれの施設の整備状況を丸とか二重丸で示しております。

中に、53 地区の図面と表がありまして、どこかご自分のご興味のあるところを開いていただければと思います。施設の整備状況が代表的なものということで、経路とかエレベ

ーターとか代表的なものを丸などで示しております。これについては、ことしの3月31日の状況ということで、あわせてこの聞き取りを行ったときに、今後の審議予定ということで実施期間が平成20年以前から平成25年以降まで書かれていると思うのですが、聞き取りをしております。この実施期間については、あくまでもことしの3月31日時点の予定ということで、状況によっては前倒しするものもございますし、状況によっては後ろにおくれる場合がございます。とりあえずは、現時点の予定だということでとらえていただければと思います。

先ほど、地下鉄の駅の話も出ておりましたが、実は駅のエレベーター設置は、東札幌も平成23年度から工事というふうにマークがついているのですが、その後、事業が好転したということで、先ほどの説明では平成22年度から工事着手とあったと思うのですが、そちらは、数カ月ですけれども、前倒しの方向で動いております。

このように、今後の予定については、動くものではあるのですが、予定を皆さんに考えていただくことによって、施設管理者のバリアフリー化に対する意識が向上いたしますので、特に点字の聞き取りなどを毎年更新することによって正確な情報提供と各施設管理者の意識の向上が図れるだろうと思ひまして、毎年これを更新していく予定になっております。

さらに、既存施設の整備状況が見られますので、あわせてご利用する市民の方も、例えばこの公園には駐車場があるとか、ここの建物にはオストメイト対応のトイレがあるとか、ここにはオストメイトはないけれども、障がい者対応のトイレがあるとか、そこら辺の状況は何となくですけれども、わかるのかと思います。詳細については、各施設の管理者に問い合わせさせていただくことになりまして、例えばトイレについても、5個あって1個だけだめでもバッテンとついていますので、この状況がすべてではありませんが、参考にはなるのかなと思ひまして、このように取りまとめたものを本市のホームページで公表しております。

図と表がばらばらとついて、一番最後から一つ前をめぐっていただくと、4-1というところになります。先ほどお話が出ていました心のバリアフリーに関連しまして、実際に施設管理者等にバリアフリーをつくるだけではない取り組みというものを、今やっていることを聞き取って書かせていただきました。大部分が今回の心のバリアフリーをつくっていただいた保健福祉部になるのですが、このような全市的な出前講座とか、先ほど話に出ていた小学校高学年バリアフリー大研究の配付とか、このような取り組みのほかに、例えば駅であれば駅員に対する教育とか、バスとかタクシーであれば乗務員、運転手に対する教育、さらに先ほどもちょっと話が出ていましたが、放置自転車に対する対策も、最終的には器をつくらないことには放置自転車はなくなりませんので、器については、毎年ちょっとずつではあるのですが、整備を行っているところであります。器がなくて放置になってしまっているようなところについても、整理員を配置したり、取り組み等を行っております。ただ、24時間張りついているわけではなくて、特に集中する通勤時間帯に整理員

を配置することが多いので、この通勤時間帯に1回整理したものが、またその後、置かれる中でちょっと乱雑に置く方も中にはいらっしゃるということで、そこら辺の周知の仕方というのはまだ課題があると思います。日々、ご意見を踏まえながら成長した取り組みを行っていければなと思っております。

こういう集まった会議の中で、情報の共有とか、情報交換をしながら、随時、スパイラルアップを図っていきたいと思います。

私の方からは以上でございます。

大垣会長 ありがとうございます。

非常に膨大な資料ですけれども、新・札幌市バリアフリー特定事業計画につきまして説明いただきました。これにつきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

木下委員 地下鉄中の島、東札幌駅で全駅に待望のエレベーターがつくということで、車いすの私にとってはとてもうれしいことです。ただ、全駅についたとしても、将来的なことなのですけれども、1カ所しかないのと、とても不便なのです。とても離れたところにあって、利用するといったら本当に一回りするようになるのです。将来的に、地下鉄に複数のエレベーターをつけるという見通しはあるのでしょうか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） それについては、まだ検討していません。やっと最後のエレベーターをこれから計画して工事をするというので、何とか全駅につくというところに立ったということで、今後、2個以上ということについては、また交通局ともご相談をしながらということになります。将来的にどうかと聞かれると、まだ全く未定ということでございます。申しわけございません。

大垣会長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

大垣会長 ないようですので、きょうの議事についてはこれで終わりたいと思います。

委員の皆様方から、特にご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 閉 会

大垣会長 それでは、きょうの議事をすべて終了しましたので、会議を終了したいと思います。

長時間、どうもありがとうございました。

以 上